

消費者被害注意報 No. 90

「保険金が使える」と誘う住宅修理サービスがきっかけでトラブルに！

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる。」「保険申請を代行するので住宅修理をしないか。」など、「保険金が使える。」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。

事例1 突然自宅に事業者が訪れ、「保険金を使って無料で雨どいの修理をしませんか。」と勧誘された。「雨どい以外の古くなったところも、台風のせいにして修理しましょう。保険金申請のサポートもする。」とも言われたが、契約して大丈夫か？



事例2 自宅に「台風被害を保険金の範囲内で修理」、「火災保険加入者が対象」、「保険の手続きも当社が代行」などと書かれたチラシが投函されていた。修理を依頼したが、着工前に保険会社から支払われた保険金が事業者の見積額に比べ安かったため、修理をやめたいと申し出たところ、解約料として保険金の50%を請求された。

消費者トラブル防止のために

※台風などの自然災害の後に、トラブルが多くなります。

- 保険申請を行う場合は、事業者任せにせず自分で手続きをしましょう。まずは加入している保険契約の内容を確認したうえで、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- うその理由で保険金を請求することは、絶対にやめましょう。
- 災害による被害で各種修理が必要な場合でも、複数の事業者から見積りを取ったり、周囲に相談したりしたうえで、慎重に契約しましょう。
- 事業者の説明を鵜呑みにせず、保険金の範囲にとどまらない修理が発生した場合の負担はどうなるのか、解約したい場合の対応など、納得がいくまで確認してから契約しましょう。
- しつこく訪問・勧誘されても、必要のない修理はきっぱりと断わりましょう。
- 修理費用が妥当か判断できない場合は、「住まいるダイヤル」(☎0570-016-100)へご相談ください。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く